

# 藤田医科大学医学部試験に関する規程

平成31年規程第15号

施行 平成31年4月1日

改正 令和4年9月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則第27条及び藤田医科大学医学部学生心得規程第21条に基づき、試験に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (試験の種類)

第2条 試験は、中間試験及び定期試験に区別する。

2. 中間試験とは、各授業科目につき数回に分けて、担当教員の責任において随時行うものをいう。
3. 定期試験とは、各授業科目を受講する学生に対し、当該授業科目に係る評価を行うために期間を定めて実施する試験をいう。
4. 追試験とは、試験を病気その他のやむを得ない事由により受験できなかつた学生に対し、事後速やかに、期日を改めて行う試験をいう。
5. 再試験とは、所定の定期試験に不合格の学生に対し、実施する試験をいう。
6. 特別再試験とは、進級判定会議で認められた学生に対し、実施する試験をいう。
7. 総合試験とは、学年により実施する所定の総合試験をいい、卒業試験、IT試験を含む。
8. 英語検定試験とは、進級要件として使用するために指定した外部業者による試験をいう。

### (試験の方法)

第3条 試験は、担当教員の選択により、筆答、口答、レポート提出、実地試験等から行い、又はこれらを併用して実施する。

### (受験時の遵守事項)

第4条 学生は、試験に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。これを守らずに受験した場合は、当該試験を無効とすることがある。

- (1) 試験の際は必ず名札を着用すること
- (2) 試験開始5分前には、所定の席に着いていること
- (3) 試験開始後の退場については、監督者の指示に従うこと
- (4) 配布された問題用紙及び答案用紙は、指示に従い提出すること。なお、問題用紙及び答案用紙を指示に従わざ試験場から持ち出すことは不正行為とみなす。
- (5) 問題用紙及び答案用紙には、学年、学籍番号及び氏名を明確に記入すること
- (6) 使用の認められていない教科書、辞書、文房具、計算機その他の電子機器を使用しないこと
- (7) 試験場においては、すべて監督者の指示に従って行動すること

2. 正当な理由なく試験開始後20分以上遅刻した者は、受験できない。
3. 不正行為をした者は、当該学年の全科目を零点と評価し、学則第45条に基づき厳格に処分する。

#### (試験料)

第5条 次の各号に掲げる試験については、当該各号に掲げる金額の試験料を要する。

- (1) 再試験 各試験科目につき金2,000円
- (2) 追試験 各試験科目につき金2,000円
- (3) 特別再試験 金3,000円

2. 第2条第7項に定める所定の総合試験にて再試験が行われる場合の受験料は、別に提示する。
3. 学生は、前各項に定める試験を受験するときは、当該試験に係る試験料を、前納しなければならない。

## 第2章 定期試験

#### (定期試験)

第6条 学生は、各授業科目の講義又は実習終了後、定められた期日に実施する定期試験を受験しなければならない。

2. 授業科目の試験成績は、授業科目ごとに100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、各授業科目の成績判定には、受講及び実習態度を加味して判定するものとし、それぞれの合格水準点を60点に換算した点数を科目評価点とする。

#### (定期試験の時期)

第7条 定期試験は、次の期間に行うものとする。

- (1) 前期試験 7月初旬から9月中旬まで
- (2) 後期試験 2月中旬から2月下旬まで

2. 定期試験の実施期間の変更は、教務委員会の議を経て、教授会の承認を得て行うことができる。
3. 定期試験日及びその時間割は、実施日の2週間前までに発表する。

#### (定期試験の受験の要件)

第8条 学生が定期試験を受験するには、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 講義、演習、実験、実技の各授業科目につき所定の授業時間の2／3以上を受講していること
- (2) 実習科目につき当該実習を完了していること

2. 前項各号に掲げる要件を満たしている場合においても、学費未納の者は、受験させないことがある。

(特別欠席の取扱い)

第9条 藤田医科大学医学部学生心得規程第23条に基づき特別欠席届を受理したときは、次の各号に掲げる措置により定期試験の受験の要件を満たしたものとみなす。

(1) 各授業科目（講義、演習、実験、実技）、及び臨床実習以外の実習については、特別欠席届の受理

(2) 臨床実習については、補習の完了

2. 前項に基づき臨床実習の補習を受けようとする者は、特別欠席届に所定の補講願いを添えて本学（学務課）へ提出し、医学部長の許可を得て、当該科目の授業担当（責任）教員に願い出なければならない。

3. 科目担当教員は、特別欠席を認められた者が臨床実習以外の実習の補習を希望する場合は、可能な範囲で応じなければならない。

(欠席の取扱い)

第10条 藤田医科大学医学部学生心得規程第22条に基づき欠席届を受理したときは、補講・補習を行い、次の各号に掲げる措置により定期試験の受験の要件を満たしたものとみなす。

(1) 講義、演習、実験、実技の各授業科目については、補講により所定の授業時間の2/3以上の受講となること

(2) 実習科目については、補習により実習が完了すること

2. 前項に基づき補講・補習を受ける者は、欠席届に所定の補講願を添えて本学（学務課）に提出し、医学部長の許可を得て、当該科目の授業担当（責任）教員に願い出なければならない。

(実習欠席の取扱い)

第11条 藤田医科大学医学部学生心得規程第22条の2に基づき実習欠席届を受理したときは、補習を行い、実習の完了をもって定期試験の受験の要件を満たしたものとみなす。

(中間試験による代用)

第12条 担当教員は、数回の中間試験をもって定期試験に代えることができる。

## 第1節 追試験

(追試験の受験の手続き)

第13条 学則第30条第1項に定める届出は、本学（学務課）に対し、遅くとも出校後2日以内に、疾病の場合は医師の診断書、やむを得ない事由の場合はその事由書を添えて、試験欠席届（様式14）により行う。

2. 学生は、追試験を希望するときは、学則第30条第1項に定める届出に併せて追試験許可願（様式15）により、指導教員と担当教員の承認を受けた上で、本学（学務課）に対し、追試験を願い出なければならない。

3. 定期試験の欠席が疾病その他やむを得ない事由によらないものであるときは、当該科

目の追試験を受けることができない。

4. 追試験を受験した者は、当該科目の再試験を受験することはできない。

(追試験の時期)

第14条 追試験は、前条に定める届出及び願い出がされてから、期日を定めて行う。

## 第2節 再試験

(再試験)

第15条 学生は、各授業科目の定期試験に不合格だった場合、当該授業科目の再試験を受験しなければならない。

2. 再試験合格者の評価点は60点とする。

3. 各授業科目の担当教員は、あらかじめ教務委員長と協議した上で、中間試験及び定期試験の結果を一定の割合で、当該再試験の結果に組み入れることができる。なお、その割合は、中間試験の前に当該学年の学生に対し明示する。

(再試験の時期)

第16条 再試験は、定期試験の後、期日を定めて行う。

(再試験の受験の要件)

第17条 学生が再試験を受験するには、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 定期試験を受験していること
- (2) 当該定期試験に不合格であったこと

## 第3節 特別再試験

(特別再試験の受験の要件)

第18条 学生が特別再試験を受験するには、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 所定の授業科目のうち未修得科目が2科目以下であること
- (2) 平素の学生生活態度を勘案し、進級判定会議において「受験可」と判定されること

2. 特別再試験の受験を認められた学生は、所定の手続きを経て特別再試験を受験することができる。

## 第3章 進級

(進級)

第19条 次の各号に掲げるすべての要件を満たす者は、進級とする。

- (1) 学年における所定の授業科目に合格していること。ただし、各学年とも不合格科目が1科目のみで、かつ医学部教授会が別に定める要件をすべて満たしているときは、進級判定臨時教授会での審議を経て進級させることがある。
- (2) 総合試験が課せられる学年においては、当該総合試験に合格していること
- (3) その他、医学部教授会から提示された要件を満たしていること

2. 前項により進級と判定されない者は、留年とし、原級に留める。
3. 留年した者が、当該学年のすべての授業科目を再履修の上、第1項に掲げるすべての要件を満たしたときは、進級とする。

#### 第4章 卒業試験

##### (卒業試験)

第20条 6年次に所定の卒業試験を行う。

2. 卒業要件については、別に定める。

##### 附則

1. この規程は、平成27年5月31日から施行する。
2. 令和4年9月1日一部改正